

第 8 回庄内南部地区合併協議会
会 議 録

期 日：平成 1 5 年 8 月 2 5 日（月）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 8 回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成 1 5 年 8 月 2 5 日 (月) 午後 2 時 0 5 分 ~

場 所 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第 1 3 号 副会長の選任について

(2) 議会議員定数等検討小委員会へ見解を伺うことについて

(3) 合併の基本 4 項目の取扱いについて

ア 合併の方式

イ 合併の期日

ウ 新市の名称

エ 新市の事務所の位置

(4) 合併協議会の取組について

(5) 協 議 事 項

議案第 1 2 号 平成 1 5 年度庄内南部地区合併協議会補正予算 (第 1 号) に
ついて

(6) 新委員の専門小委員会所属の指名について

5 そ の 他

6 閉 会

出席委員等

| 役職名 | 区 分 | 氏 名 | 役職名 | 区 分 | 氏 名 | |
|-----|---------|-------------------|------|---------|---------|-------|
| 会 長 | 鶴岡市長 | 富塚 陽一 | 委 員 | 櫛引町 | 町長 | 難波 玉記 |
| 副会長 | 羽黒町長 | 中村 博信 (助役代理出席) | 委 員 | | 議長 | 菅原 元 |
| 副会長 | 鶴岡市議会議長 | 榎本 政規 | 委 員 | | 議員 | 遠藤 純夫 |
| 副会長 | 三川町議会議長 | 大滝助太郎 | 委 員 | 三川町 | 識見を有する者 | 長南 源一 |
| 委 員 | 鶴岡市 | 議員 | 委 員 | | 識見を有する者 | 前田 藤吉 |
| 委 員 | | 議員 | 委 員 | | 町長 | 阿部 誠 |
| 委 員 | | 助役 | 委 員 | 議員 | 須藤 栄弘 | |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | 識見を有する者 | 鈴木多右エ門 | |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | 識見を有する者 | 鈴木 正士 | |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | 村長 | 佐藤 征勝 | |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | 議長 | 進藤 篤 | |
| 委 員 | 藤島町 | 町長 | 委 員 | 朝日村 | 議員 | 井上 時夫 |
| 委 員 | | 議長 | 委 員 | | 識見を有する者 | 田村 作美 |
| 委 員 | | 議員 | 委 員 | | 識見を有する者 | 渡部 長和 |
| 委 員 | 藤島町 | 識見を有する者 | 委 員 | 温海町 | 町長 | 佐藤 正明 |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | | 議長 | 佐藤甚一郎 |
| 委 員 | 羽黒町 | 議長 | 委 員 | 海 町 | 議員 | 富樫 栄一 |
| 委 員 | | 議員 | 委 員 | | 識見を有する者 | 齋藤 金一 |
| 委 員 | | 識見を有する者 | 委 員 | | 識見を有する者 | 佐藤喜久子 |
| 委 員 | 羽黒町 | 識見を有する者 | 高橋 澤 | 監査委員 | 朝日村監査委員 | 難波 鉄雄 |
| | | | | 監査委員 | 羽黒町監査委員 | 清野 均 |

会長・委員 38名 監査委員 2名

欠席委員 なし

出席幹事職員

| 所 属 ・ 職 名 | 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 | 氏 名 |
|----------------|-------|--------------|-------|
| 鶴岡市総務部合併対策室長 | 佐藤 智志 | 櫛引町市町村合併対策室長 | 小林 良市 |
| 〃 総務課長 | 石塚 治人 | 三川町企画課長 | 三浦 久次 |
| 〃 調査計画主幹 | 齋藤 雅文 | 朝日村市町村合併対策室長 | 佐藤 靖法 |
| 藤島町企画課長兼合併対策室長 | 半澤 正昭 | 温海町企画観光商工課長 | 川畑 仁 |
| 羽黒町企画商工課長 | 金野 和夫 | | |

出席事務局職員

| 役 職 名 | 氏 名 | 役 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|--------|--------|
| 事務局長 | 芳賀 肇 | 調査計画主査 | 今野 勝吉 |
| 事務局次長 | 佐藤 智志 | 調査計画主査 | 鈴木金右エ門 |
| 総務課長 | 石塚 治人 | 調査計画主査 | 本間 光夫 |
| 調査計画主幹 | 齋藤 雅文 | 総務係長 | 渡部 功 |
| 総務主査 | 成田 弘 | 調査計画係長 | 柳生 晃 |
| 総務主査 | 吉住 光正 | 主事 | 伊藤 弘治 |
| 調査計画主査 | 土田 宏一 | | |

1 開 会（午後2時05分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、ただ今から第8回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、富塚会長にごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 きょうは、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先の協議会から若干日にちが経過しておりますけども、3町での議員さんの選挙もございましたので、若干そのことも含めて少し間があいたことをご了承お願いいたします。そして、今般ご当選なされました議員の先生方に改めてお祝いを申し上げ、特に今般また後ほどご紹介があるわけですが、ここに参加してくださいました新しい委員さんには、ご苦勞をおかけしますけども、よろしくようお願い申し上げたいと思います。きょうは、この協議会終了後、各小委員会の開催を予定しておりますので、ちょっと時間的にも窮屈な感じもするかもしれませんが、円滑に運営するように会長としても努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

昨今、皆様新聞でご承知のことと思いますけれども、相変わらず市町村、地方自治行政をめぐるいろいろの話題は絶え間なく続いております。今日でも、いろいろ三位一体の改革というふうなことで、国庫補助制度や地方交付税の見直しなど、ある程度予想をしていたと言えましょうけれども、意外に、予想以上にというような感じもしなくもないような厳しい方向も示されておまして、いろいろな議論ありますけれども、私たちはとにかくこの新世紀に向けて自らの足腰を強めつつ、新たな時代にしっかり対応するべく備えていく、ある意味では言葉は過ぎるかもしれませんが、新しい時代に向けての防衛をしながら、次の発展に向けてしっかり腰を据えるというつもりでかからなければならないのではないかと私は思っております。また、最近新聞にありますように、合併特例法の期限後に合併する町村の取り扱いなどについても原案が示されたようではありますが、どういう展開になるかわかりませんが、これも予想外に厳しいなという感じもしております。どっちにしましても、私たちは将来の地域住民のために良かれと思うことについて真剣に取り組んでいるということでありますので、その辺はこれからも皆様方から十分ご意見をいただきながら取り組んで、所定の役割を果たしてまいりたいというふうに住じます。

きょうは、新たにご参加いただいた委員の方々もでございますので、そうした方々と含めて、これまでの審議の経過と本来この協議会でやることになっていたことについての復習というか、おさらいとともに、かねてご要望をいただいております合併の際の基本4項目についても議題として提案させていただいてご議論をいただきたいと。事によれば、その中で議論の余地ないと、きょうここで決めてもいいというようなも

のもあるように思いますので、その点についても率直に事務局から提案させていただいてありますが、そうしたことを踏まえてなおよろしくお願いをいたします。

協議会を設置しましてから10か月経過しましたが、これまでの作業の経過については後ほどご報告いたすわけですが、とにかく現状はどうなっているだろうと、これからどんなことになりそうかというようなことをまず事務局の客観的なデータで詰めさせていただいております。住民の皆さんにも十分この辺のところは伝える必要があるし、そのつもりでおりますけども、とにかく抽象的な話だけで具体的なものも示さずに住民のご意向をとというわけにはまいらないので、これもきょうこの会議を終了したことを踏まえて、来月の15日ぐらいにまず協議会の次の広報をまとめて、住民の皆さんにお届けする手はずを事務局で整えておるところであります。事務局から一生懸命作業に取り組んでもらっていて、ありがたいと思いますけれども、そのようなことを重ねてご紹介申し上げます。

とりとめのないごあいさつになりましたけども、どうぞこれから精力的に検討し、これからのおおよそのスケジュールもこれから申し上げることになると思いますけども、合併案を取りまとめて、そして議会の議決に付すには、来年度の6月か9月ということが、ごくスムーズに行けばそれが穏当ではないかというふうに思いますので、具体案についてはいろいろ議論をして、今年度中には取りまとめをすることが事務的には穏当な運びではないかというふうに思いますので、そうしたことを踏まえている点について、きょうの4項目は十分議論いただく意味で、例えばことしの12月定例会の各市町村の議論をいただくためにも、その前に案を決めようというふうなことなどをご提案するつもりでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

3 委嘱状の交付

○芳賀 筆事務局長 それでは次に、新しい委員をご委嘱申し上げます方々に、会長より委嘱状を交付させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、各自のお席でお受け取りくださいますようお願いを申し上げます。

藤島町、齋藤久様。

(委嘱状交付)

○芳賀 筆事務局長 羽黒町、山口猛様。

(委嘱状交付)

○芳賀 筆事務局長 同じく羽黒町、富樫栄一様。

(委嘱状交付)

○芳賀 筆事務局長 以上でございます。新委員の皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

4 議 事

(1) 報告事項

報告第13号 副会長の選任について

○芳賀 筆事務局長 それでは、議事に入らせていただきます。
議長を会長をお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初、報告事項でございます。報告第13号 副会長の選任についてご報告を申し上げます。

事務局、説明してください。

○芳賀 筆事務局長 それでは、私のほうから副会長の選任についてご説明申し上げます。

協議会の副会長につきましては、協議会規約第6条におきまして、市町村長が協議して選任すると定められておりまして、慣例といたしまして町村長の代表、鶴岡市議会の議長、町村議会議長の代表の3名が副会長に選任されてまいっております。

このうち、町村議会議長の代表としての副会長には、荘内地方町村議会議長会の副会長でありました三川町の大滝議長にご就任いただいておりますが、7月に町議会議員の任期が一旦満了となりましたことに伴い、協議会副会長の職も退任の扱いとなりましたことから、後任の副会長を選任することとなったものでございます。

そして、過日の市町村長会議におきまして協議が行われ、荘内地方町村議会議長会の副会長に再任されておりました三川町の大滝議長が本協議会の副会長に再任されたものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

○富塚陽一会長 ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらどうぞ。

○富塚陽一会長 それでは、引き続き大滝さんに副会長をお願いをするということにつ

きましては報告でございますので、ご了承をお願い申し上げます。

ありがとうございました。どうぞ大滝さん、よろしくお願いします。

(2) 議会議員定数等検討小委員会へ見解を伺うことについて

○富塚陽一会長 次に、議会議員定数等検討小委員会に見解を伺うことについてとありますが、これについては事務局から説明してもらってもいいんだけど、私のメモも入っていますので、おまえやれと、こういう話なので、やらせていただきますが、去る21日に別紙のとおり、議会議員定数等検討小委員会の委員長さんに宛てて私の名前で、特に合併後の新議員の議員定数並びに任期について、非常に重要な案件でありますので、書面でもってお尋ねをし、書面でもってご見解を伺うような手続をするべきでないかというような町村長との協議によりまして、このような手続をさせていただきましたので、これらにつきましては協議をするというよりも、私どもからその検討をお願いするということが当然のことであると思いますので、ご了承をお願い申し上げたいと思います。

文面は、ここに書いてありますとおり、12月定例議会の開会前までにぜひこの合併後の新議員の議員定数と任期についてご見解をお示ししていただくようお願いをするということでございますので、その辺で委員長さん、どうぞよろしくお願いします。

なお、この案件の取扱い、これにかかわります疑義もいろいろおありかと思っておりますので、大変僭越な感じもしないわけでありませんが、別添のとおり協議会の会長としての考え方を述べさせていただいておりますので、私に説明しろというのは、これを話せと、こういう事務局の指示と思っておりますので、お話しさせていただきます。

会長名で特にご見解を伺う理由としてでありますけれども、最初の7行か8行のところにつきましては、これはあまり本件とは関係ないことですが、議論をしていただくスタンス、そしてまたきょう新たに委員さんになられた方のことも考慮に入れて、この協議会というのは一体どういうことをすればいいんだということについて多少述べさせていただいております。この協議会は、構成市町村議会の議決を得て、この構成市町村が1市に合併することについて各般の問題を協議して、合併の方式とか合併の時期、新市の名称のほか、新市の構想などの案を具体的に作成するために設置されたものでございます。多彩な課題を専門的な観点から検討する必要があるので、部門別に専門小委員会を設けて、専門のお立場から各々自発的、自主的に検討していただいているということ、これは当たり前のことを申し上げているわけですが、裏を返せばここで合併の是非を論議するのではないと。合併をするとしたときにどういうことが必要かということや協議するための協議機関であると。そういう枠で各議会からの議決を得て設けた協議会であるということ、裏を返せばそういうことになるということで、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

それで、この議員定数等検討小委員会においても十分それぞれ関連することを随時ご議論いただいて、ご指導いただきたいわけではありますが、ぜひこの新市の議会議員定数と任期についてご意見を伺いたいという願意でこのような書類にさせていただいたのでございます。格別重要なことでもありますので、ご見解は文書によってお示しいただくことをお願いするという趣旨をこのところに少し触れさせていただきました。

それから、新市の議員選出の方法については、これはもうこの小委員会で十分議論をしていただいているわけですが、特に法令ではいろんな選択肢もあるようでありますけれども、私といたしましてはこの場合、このたびの合併措置が特に社会、経済、財政事情の逼迫に伴うものであることに鑑みまして、お示しいただくご見解につきましてはそうした点からも広く住民の皆さんに十分なご理解が得られるようなものにするように何とぞよろしくご高配をお願いしたいという、念のためみたいなものですが、そのような趣旨でお願いを申し上げたところでございます。

それから次のページに行きまして、三つ目、合併の方式についてであります。これは私の見解として新設方式によることが適切ではないかというふうに考えておるということを述べさせていただきました。したがって、これからは、合併のための対応策については法令に定める新設の場合の規定に基づいて具体的に協議して決定することになるのは当然かと思えます。そのほか、法令に定めがないものについては、例えばよく聞きますけども、新設は対等、平等だとか、編入は吸収だとかというような別な表現の仕方で、違った願意でとらえられるようなことも考えられますけれども、新設は新設、編入は編入であります。実態的にはとにかく住民の皆様のために良かれということを経営的には検討していくことでもありますので、それぞれの法令の定めがない部分についてはできる限り最善であれという観点から事務局に検討させて、一定の成案の調整に近づけるように努力をするということをするべきではないかという私の見解を申し述べたところでございます。これらはもう具体的な段階に入れば、どうなるかはそれぞれの時点でご検討願えればということでありまして、多少老婆心でありますけれども、小委員会としての議論をしていただく上で何らかの参考になるかどうか分かりませんが、一つの議論のきっかけになればというふうなことで、とりわけ新設とするのがいいのではないかというようなことはどこでも言って、協議会でも発言はしたつもりではありますが、公的にこういう文書で書いたのは初めてでありますので、ここに書かせていただいたということでございますので、あらかじめご了承いただきたいと思えます。

なお、今後のこれらの取扱い、考え方については、もちろんこれから合併に関するいろんな構想を検討する中で、あそこに書いた会長の見解はおかしいのではないかとするのは随時ご批判、ご指摘いただいて一向に構いませんのですが、とりあえず今回の小委員会に対する意見をお伺いする一つの考え方を踏み台のような形で出させていた

だきましたので、そういう意味でご了承をお願いしたいと思います。

何かご意見ございましたらどうぞ。

○佐藤甚一郎委員 ただ今、新設の方式ということでの考えが示されました。私どもはもちろん願うところでありまして、このことについては大賛成であります。しかしながら、新設ということになりますれば、これは今度は条例及び規則、こうしたものが一本化される、こういうところまで行くにはやっぱりそれぞれの町村の持っている固有の一緒にはなり切れないもの、これがあるかと思うんです。この点はどうお考えか。

○富塚陽一会長 それらもこれから当然皆様方の議論になることと思いますので、会長が答弁するのは僭越ですけども、あえてということであればそれはそれでその時点で、時間がかかるものは少しそのままにしておくしかないとかということになるのではないのでしょうか。要するに現実とはかくいい仕事、いい体制をつくってやるということで、格好だけ無理して整えるのが先だというふうになると少しやり過ぎということになるのではないかというふうに思います。そこは弾力的でいいのではないかと私は思っていますし、精力的にまとめてもらわなければ、あといいやなんて言ってぶん投げられては困りますけども、できるだけまとめるとしても、どうしてもそれは時間がかかる。法律にも経過措置というのは十分配慮されてありますので、そうしたことを含めて経過措置とするのがいいのではないかなればそれはそういうことで、円満にということになるのだらうと思いますので、私の見解というよりも法律上の当たり前の解釈を申し上げているんですが、そういうことでどうでしょうか。

○佐藤甚一郎委員 はい。

○富塚陽一会長 ほかにございませんでしたらこんなところで、委員長さんにどうぞよろしくお願いを申し上げます。

(3) 合併の基本4項目の取扱いについて

ア 合併の方式

イ 合併の期日

ウ 新市の名称

エ 新市の事務所の位置

○富塚陽一会長 次に、合併の基本4項目の取扱いについてご協議をお願いします。事務局どうぞ。

○佐藤智志事務局次長 それでは、協議会資料の 8 ページをお開き願いたいと存じますが、合併の基本 4 項目の取扱いについて事務局からご提案を申し上げさせていただきますので、よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

まず、1 の合併の方式につきましては、議会議員定数等検討小委員会で審議する議会の議員の定数及び任期と密接な関連があるわけでございます。ただ今この件につきまして、会長より同委員会に見解を伺うこととなりましたことから、このことと合わせまして、合併の方式につきましては平成 15 年 12 月の市町村議会定例会前の合併協議会において決定することにいたしたいものでございます。なお、ただ今会長からお話ありましたとおり、合併方式につきましては新設方式が適切であるとの会長見解が示されたところでございます。

2 の合併の期日につきましてはありますが、このことにつきましては市町村合併特例法の期限内である平成 17 年の 3 月 31 日までといたしたいものでございます。

3 の新市の名称についてであります。このことにつきましても平成 15 年 12 月の市町村議会定例会前の合併協議会において決定をいたしたいとするものでございます。

4 の新市の事務所の位置につきましては、現鶴岡市役所といたしたいものでございます。

なお、お手元に新設合併と編入合併の比較の参考資料をお配りいたしておきまして、合併方式の定義でありますとか取扱項目の原則、あるいは特例措置等についていろいろ記載をさせていただきましたけれども、内容につきましてはご承知のことと存じますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上ご提案申し上げまして、今後協議会なり、あるいは各市町村からいろいろご意見をいただきまして協議会としての案を決定してまいりたいと存じますので、決定の時期等を含めましてよろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、提案をさせていただきます。

以上でございます。

○宮塚陽一会長 ただ今の提案につきましてご質問、ご意見何でもお聞きしていただきたいと思いますが、少し議論を整理する意味で、まずこの基本 4 項目につきましては今後の成案を得る一つのスケジュールから考えて、いずれにしても今年 12 月の各市町村における定例議会の前に決めるということについてご了承いただけるかどうかまずお諮りいたしますが、いいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○宮塚陽一会長 そのようなことで、そのうち特にそれまで待つこともないのでないか

というような感じのものもあって、そこで合併の期日と新市の事務所の位置については具体的にきょう提案をさせていただいているところでございますが、まず合併の期日についてはこれ法律事項でもありますので、大方ご異存がないものと思いますが、2につきましてどうでしょう。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それから、順序別になりましたけど、合併の方式と新市の名称につきましては、ただ今事務局から説明いたしましたとおり、小委員会の議論との関係がありますので、議員の皆さんで構成される小委員会のご意見を最大限に尊重するという意味で、ここでこの合併の方式については私なりの考え方はお示しいたしましたけども、ここで決めるということではなくて、小委員会の決定に基づいてこの場でまた決めさせていただくという段取りでご提案させていただいております。新市の名称も、そんなところでどんなものだろうということでご提案させていただいております。まず、1、2、3の三つについてはどうでしょう、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○**進藤 篤委員** この新市の名称についてですけれども、ここで期限を切って、12月の市町村議会の前までという区切りがあるわけですが、どういう方法でこの名称を決めるのかということはまだ定かではありませんし、わかりませんが、やっぱり名称を決めるについては各市町村の住民の意見を十分反映できるような体制でやってほしいなというふうに思うわけです。そんな面で、限られた何か月しかないわけですが、その段取りは大丈夫なのかなとちょっと心配される面がありますので、その辺の考え方をお聞かせ願えればと思います。

○**富塚陽一会長** これもこれからの協議事項と言えれば協議事項ですけど、とりあえずこの名称は、中身はそう複雑ではないと思います、名称ですから。あと決め方については、ちょっとやっぱりしこると容易でなくなるし、なかなかその辺は難しいと思いますが、各町村の住民の皆さんへの合意を求めるということ自身は、各町村でおやりになるのが筋だろうというふうに思いますので、それはそれで各町村長のご判断によるわけですが、一応町村長を中心としている小委員会で少し決めさせていただき、早く出すように配慮するつもりでいますが、何かまたご意見あれば、そのときになってだめだなんてこともあるかもしれないけども、そんなに面倒くさくはないのではないかと思います。参考資料として、今までやったとこの実例少しありますので、それなんかもお配りして、どうかこれから考えてください。

○進藤 篤委員 いつの間にか決まってしまったという過程ではうまくないと思うし、住民が納得できるような、やっぱりみんなで新しいまちをつくるという形が好ましいと思います。

○富塚陽一会長 一番そこら辺を心配しているのは町村長だと思いますので、それは町村長とよく連絡して調整します。

参考までに資料をお配りしておきます。

一応この線でぜひご協議をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、新市の事務所の位置についてであります。これもさほど疑問がないのではないかというふうに思っご提案を申し上げたわけでありませども、運営小委員会の席上で若干事務所についてはきょう決めるのかというような、率直に言えば大滝副会長からお話ありましたけども、しかしこれは今まで10か月も経ったので、暗黙で事務所は鶴岡の馬場町でいいのではないかというご意見がございまして、その辺も含めてきょうご提案申し上げたいと思います。

なんで早くするのかなということですが、これはあくまでも決定というよりも案をつくるのが忙しいわけでありませども、まず運営小委員会でも申し合わせております考え方としては、建物は造らないと、鶴岡に事務所を置くとしても、鶴岡市役所の建物を増築したりはしないと。今のものを前提としてやるということをやまず願意とすれば、あと事務所ははみ出すこともあるわけなんで、例えば鶴岡の場合を例にとりますと、環境衛生部は大宝寺にあります。消防や水道も別のところにあります。本部は本部としてあっても、事務所はどこに置こうがいいというわけでないけども、分散することは十分可能なわけなんで、今後実務的に検討して、この部分はある町の役場に配置するようなことはいいのではないかとか、そういうふうになることの構想をいろいろ事務方に検討してもらうのに、やっぱり本丸が決まらないとなかなか進まないなということもあったりするので、それでまずきょうここで提案をさせていただいたということでありませども、大滝さん、何かありますか、こんなようなことでまず報告だけさせていただいて、どうでしょう。何かご意見ありましたらどうぞ。

○山口 猛委員 今、市長さんから合併の基本4項目の取扱いについての説明がありました。昨年の10月10日にこの法定協設立したわけです。爾来、今まで相当月日が経っているというふうに理解をしております。なぜこの合併の方式がもう少し早く決められなかったのかということが大変疑問に感じておりました。いよいよ私もこの席にきょう初めてお世話になることになりましたが、やはり基本4項目をこの全体の委員の皆さんで決定をすると、これが私は事務方にとっても進めやすいのではないかとこのように理解をしております。

そこで、市長さんの考えのように、私のほうの中村町長も議会の答弁では新設と、こういうふうに答弁をしておりますので、このことについては大方の委員の皆さんが一致することであると思います。そこで、期日はいいわけです。事務局も、今市長さんからご説明あったので、私は理解できますが、新市の名称についてはぜひ公募をしていただきたいと。先ほど市長さんは町村長に任せると、こういうことをおっしゃられました。先ほど朝日の進藤議長さんからもお話ありましたが、私はやはりこの南部に住んでいる市民、町民の声を、この名称については特に関心があります。それで公募をしていただきたいと考えております。その範囲はこの南部の市町村だけでなく、もしかすると全国にお名前を募集すると、こういう方法もあるわけですが、それは後日検討していかなければならないと思いますが、ぜひ公募でやっていただきたい、このように思います。

○富塚陽一会長 山口委員さんのご意見はわかりました。

ほかに何かございましたらどうぞ。

○鈴木多右エ門委員 ただ今新市の名称についていろいろ意見交換しているわけですが、私は率直に申し上げまして、三つの小委員会があるわけですから、そこでざっくばらんに委員の皆さんの意見を聞くと、こういう中で最終決定していったらどうか。確かに公募も悪くはないと思いますけれども、委員としてここに参加して感じることは、古き伝統の良き文化という、こういうものもやっぱり継承していく必要もあるのではないかと。こんなことから、私は今申したようにまずとりあえず小委員会の委員の皆様方からいろんな意見を出していただくと、その後にはかるべき考え方をまとめたらどうかと、こんなふうに思います。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。ないでしょうか。

○富塚陽一会長 そうしましたら、議事の整理上申し上げますけど、山口さんのご意見はそれなりに一つのご意見として立派なものと思いますが、ただ協議会自身に、協議会の本来の役割として、案を決めるということが本来の仕事になっていきますので、まず協議会としてどうだということを十分議論していただいて、その後の取扱いについてまた協議会で山口さんのような意見がぜひということになればそれはそれでいいわけだし、その辺のことは協議会の議論を少し、12月の定例会前にということでお諮りしていますので、その時期もそんなに長くないわけですから、それまでの間にまた今ご提案ありましたようにそれぞれどこで議論しても構いませんので、専門小委員会でご議論をいただいて、協議会としてまず決定することが我々の課せられた任務です

ので、ぜひそのことは山口さん、ご理解いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。そういう整理の仕方でもいいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**宮塚陽一会長** それでは、まず4項目につきましては、いずれ最終的には原案をまとめるところでまたもう一度お諮りをするようなこととなりますが、今のところとにかく作業を進める上でこの4項目は事務局が提案のとおりご理解、ご承認いただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○**宮塚陽一会長** ありがとうございます。では、そういうことで事務局、本格的にまた作業を詰めてください。

(4) 合併協議会の取組について

○**宮塚陽一会長** 次に、合併協議会の取組について、これは事務局も配慮して、新しく委員になられた方もおありなので、今まで何をしたんだと、それからこれからこの協議会は何をするのだということについて、少しおさらいを兼ねて整理をしてご説明申し上げたいという趣旨と思いますので、事務局どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** では、お手元の資料の9ページから11ページまでの3枚でございます。協議会が設置されてから10か月余りが経過しております。合併特例法の期限までも残り1年半といったようになってきております。今回委員の交代がございましたけれども、今後皆様委員が交代になるというようなことは基本的にはないのではないだろうかと私も考えているところでございます。また、本日は、ただ今議員定数だとか基本4項目のご協議もいただいておりますように、今後具体的な協議に進んでいくといったようなことで、一旦ここで合併協議会としてやらなければならないこと、そういったことを再整理、再確認いたしました上で今後の合併協議の円滑な運営を図ってまいりたいというふうに考えております。それでは、資料にしたがいまして説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。1の項目で協議会の組織、運営についてということで書いておきましたが、まず合併協議会ですが、昨年10月10日に設置されております。昨年度、14年度中は、合併制度の研修、また7市町村の市町村政の報告、そういったものを中心に進めてきております。今後平成15年度以降合併前までといったことで、合併の直前までということになりますが、合併の各般、全般にわたりました

て継続的に協議を行っていただくということでございます。

次に、運営小委員会ということで、合併協議会の運営について市町村長並びに副会長で設置する小委員会を昨年12月3日に設置しております。必要な事項について随時協議を行うというようなことでございます。

3番目の議会議員定数等検討小委員会は、ことしの3月27日に設置されておりますが、これもただ今ありましたように、議会議員の定数及び任期につきまして、平成15年12月市町村議会定例会前といったような期限もお話としてありましたが、集中的な調査、審議を行っていただくということでございます。

(4)の専門小委員会ですが、これも議会の小委員会と一緒に3月27日に設置されておりますが、第1回の会議は前回6月7日ということになっております。三つの小委員会が設けられておまして、それぞれの所管事項に関しまして継続的に調査、審議を行うといったことでございます。

2の合併の基本4項目と10ページの一番上、3の議会議員の定数及び任期につきましてはただ今ご協議いただいた内容であります。時間の関係もございまして、省略をさせていただきます。

次の4の市町村間の相違点の調整でございますが、七つの市町村間にはやはりそれぞれに様々な相違点がございまして、その調整といった問題がございまして、まず、1のところの事務レベルでの相違点の整理ということでは、昨年度から行政現況調査を実施してきております。現在、最終的な段階としまして市町村間の相違点の整理を行っている。一覧表にまとめるだとか、また事務レベルで考えられるこういった方法があるんじゃないかとか、そういったような整理作業を行っているという段階でございます。

(2)の専門小委員会での協議ということでは、そういった事務レベルの整理を終えた事項につきまして、合併まで調整が必要な事項、経過措置とする項目の選定及び相違点の調整案について協議するというところでございます。相違点すべてを合併までに調整してしまうといったことは、やはり無理なこととも思いますし、また逆に問題が出てこないとも限らないといったようなことで、そういった必要な調整について専門小委員会のほうで分野ごとに協議を行っていただくということでもあります。その後協議会での協議、決定ということになりますが、今年度中に協議会としてただ今申し上げたようなことにつきまして決定していただく、調整案について決定していただくということでもあります。

5の新市建設計画についてということでもありますけれども、新市建設の基本的方針だとか根幹となるべき事業、また財政計画等、そういったものを計画の中で定めるということでございますけれども、まず専門小委員会での現状の把握、課題の整理、施策の検討については、前回6月7日に庄内南部地区の現状として統計的なデータをお示ししながら現状の把握といったことでやっておりますが、本日分野ごとの課題とい

うことで課題の協議を行っていただくということでございます。それを基に、年内をめどにそれぞれの専門小委員会の所管分野の施策の方向について検討、協議していただくといったこととございます。

11ページにまいりまして、協議会での協議及び新市建設計画案の決定といったところでは、専門小委員会での協議を受けまして、新市建設の基本方針、財政計画等、こういったものと合わせて全体的な協議、取りまとめを行いまして、平成15年度末、来年の3月まで新市建設計画案を作成するといった段取りでございます。年度が明けまして、平成16年度の初めにこの新市建設計画を持ってそれぞれの市町村の住民の方々に説明を行うということになるものでございます。

6の業務執行体制、行政サービス提供システムについてというところでは、基本的な考え方としまして業務執行体制及び行政サービス提供システムの具体的な計画は行政事務部局に作成を委ねるといったところでもありますけれども、その基本となる考え方、また特に住民の利便性だとかサービス内容、そういったものと非常にかかわりがあるといったことにもなりますので、そういった留意すべき事項を中心に協議会において協議をしていただきます。その後で行政事務部局で作成する試案につきまして、これにつきましても当然協議会としての検討、協議を行っていただくということでございます。

7の合併協定につきましては、最終的に合併協定という形になるんですが、協議会におきましてどういった項目を合併協定として扱うか、調整項目全部で2,700といったようなこともありますけれども、現実的にこれまでの例でもその中の典型的なもの60とか70とか、そういったような項目が協定項目に載っていきます。そういったような項目の検討、また協定内容について協議していただいて決定していただくということになります。

最後に、住民への広報につきましては、広報紙の発行ということですが、これまで設立当初の平成14年度の11月に第1号を発行しておりまして、その次に今年度の7月になっておりますけれども、先ほど会長から話がありましたように来月の半ばには、きょうの協議会を受けまして第3号の発行を予定しております。今後も協議会が進展していくわけでありますので、基本的には年4回というふうにも考えておりますけれども、さらに必要な場合には随時といったことも考えて適時に発行していきたいというふうに思っております。

最後になりますが、ホームページによる情報提供ということで、第1回の協議会から継続して、協議会の会議資料、また議事録をすべて掲載してきております。今後協議の進捗が早まるということも考えられますし、(1)の広報紙、紙と比べると即時性もあるし、また大量に会議資料をすべて載せられるといったようなことでもありますので、ホームページによる情報提供にも力を入れてまいりたいといったところでございます。

以上でございますけれども、今後におきましてもそれぞれの協議の趣旨、手順、見直し等、そういったことをその都度十分な説明を行いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○富塚陽一会長 大変急いだ説明で、ご理解いただけたかどうかと思いますが、多少付言しながらご紹介いたしますと、1は経過でございますので、2の合併の基本4項目についても、3の議会議員の定数及び任期につきましても、取扱いはただ今お諮りいたしましたとおりであります。大変ご多忙のところ恐縮ですが、新しい委員さんが固まって、あと協議会としてはメンバーの入替えがないと思いますので、本格的な議論はこのたびからというような感じになりますし、大変ご迷惑をおかけしますが、協議会を月1回ぐらいのタイミングで開催していただくということを踏まえまして、今後合併の基本4項目から新市の建設計画、合併協定、これらにつきまして随時何でも活発なご意見をご開陳いただくようお願いを申し上げます。何でもいいからとにかくご議論いただいて、いろんなご所見も伺いながら、それを踏まえて事務局の案を12月、今年から今年度内ぐらいにまとめさせて、また具体的につくったもので議論いただくという段取りを踏みたいと思いますので、最初から事務局案をぶつけるとまたわかりにくい文章になったりして大変ご苦勞をおかけしますし、せっかくの委員会何だというようなおしかりもあると思いますので、まずこれからの年内は十分ご意見を、12月定例会前までの協議会としてはできる限り何でも、時間は少し問わないぐらいで活発なご提案、ご意見をご開陳いただく協議会にさせていただきたいというふうに思いますので、その願意でもってこのすべての項目についてあらかじめご意見もまとめていただいたり、ご発言いただければ大変ありがたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、10ページの市町村間の相違点の調整であります。これ実は事務局が物すごい作業をしているんです。資料をちょっと見ていただきたいぐらいですけども、膨大な資料を作成していて、毎日残業、残業で、山口さんから今まで何していたとしかられるけども、会長はだらしないけども、事務局は一生懸命必死になって働いていますので、ご覧いただきたいわけではありますが、その市町村間の相違点の調整でありますけども、法律でどうしても調整しろという項目はそれはしなければならぬ。

それからもう一つは、皆様のご意見もあって合併をするとしたときに、その前にはぜひ調整しておかなければならないということと、少し時間をかけてゆっくりやってもいいのではないかなというようなことの仕分けを少ししていただくようにまずお願いしたいんです。その仕分けについては具体的にこっちで提案すると思いますけども、でもやっぱり気になることがあればあらかじめ言っていただくと事務局で落ち度なくそれはお答えすると思いますので、事務局から試案を示される前でもお気づきの点がありましたら、どうぞご遠慮なく何なりとご発言、ご指導いただければと思います。

調整課題は何千項目だかあるのだそうです。膨大な作業だと思いますので、それはわかり次第お諮りするような格好になる、整理し次第。そんなことでまずいろんなご意見をお聞きして、その意見を踏まえて、具体案は後ほどつくってまたご議論いただくということかと思います。

それと同じような意味で、新市の建設計画もこれからまちづくりについてどんなお考えかということはどんどんご提案いただいて、それを取り入れて案をつくらせる。

それから、業務の執行体制につきましても、これもとても市町村長でも掌握し切れない細かい事務を担当職員がやっているものですから、微に入り細に入ったような案はとても無理かと思いますが、それぞれについて少なくともこの点は気をつけるということとかありましたら、それをご指摘いただいて配慮していきたいというふうであります。

次に、7番の合併の協定というのは、これは別に法律で決められているのです。議会に提案するとき事前に構成市町村長が基本的なことについてはこういうふうにしますよということを市町村長同士で協定を結びなさいという法律事項になっているので、その法律に基づいてやるということでもありますので、大体全体の今お話ししているような項目が決まればそれに沿って何項目かポイントだけ並べて、お互いに市町村長がこういうことで合意したと、よって議会で十分ご審議をいただきたいという提案をするような必要資料になっているようでもありますので、そういうことがこの合併協定ですが、それも市町村長が自由にやれば法律上は別にどうということはないんだけど、それも一応案をお示ししてご了承いただくという段取りを組んだらどうだという意味でございますので、それはそういう意味でご了承いただきたいと思います。

ちょっと余計なことを話しましたけども、今の取組みについて説明をしておりますが、間違った報告をしている場合もありますでしょうし、あるいは説明を落としたところがあれば、どうぞご質問、ご意見何なりとお寄せください。

○佐藤甚一郎委員 11ページの最後のほうでありますけれども、住民への広報ということでございます。これと類同じくすると私は考えるんでありますけれども、座談会というのは、やっぱり住民への説明責任と言いますか、そういう側面と、それから住民の意向を吸い上げるという二つの側面があると思うんですが、これらを中間点ではやっぱりやれないのか。これ全部できてからこれでどうだということのも、それは方法ではあるんでしょうけども、やっぱり途中経過というものも全く示さないままに進むというのも一つの疑問があります。ぜひこの件についてお考えいただきたいと思っています。

○富塚陽一会長 今のところ説明できる資料は、きょうこれからご紹介をする課題、そこまでは一応オーソライズされていますので、ただ例えば鶴岡で言えば21地区ある

わけですけども、皆というのはちょっと容易でないものですから、協議会としてというご要望であれば、まずせいぜいやって1町村1回とか、あとは町村長さんをお願いするしかないのではないかなんていう気もしますが、どうでしょう。

○佐藤甚一郎委員 考え方は様々あると思うんですが、ある一定のレベルというものを各市町村が持って、そんなにぶれない形での説明というのが、私は途中経過の中では必要だと思います。それがてんでばらばらにやりますと、これはまたえらいことになりますから。

○宮塚陽一会長 わかりました。それでは、町村長さんとまた相談させていただいて、そういうご提案を前向きに受ける方向で検討させていただきますので、町村長さんはいいですか、大体そのようなことを了承していいですか。

○阿部昇司委員 実は藤島町では明日から各町内会を回って、中間の合併を考える集いということで、明日から10月いっぱい、2か月と少しばかり時間をかけて回る予定しております。きょうの協議会が一つの大きな節目になるかなと思いましたが、明日から予定しております。私も非常に今の意見に賛成で、手前勝手に大変恐縮ですけども、こういったことは、各市町村で判断をしてやっぱり今の段階ではやっていいのかなというふうに判断しましたので、予定しております。

○宮塚陽一会長 それぞれやっぱりご事情もあると思いますので、よく相談をして、円満なというか、適切な対応を立ててやるべきものはやらせていただくと。十分検討させていただきます。ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。もしお気づきのことは何でも事務局にどんどん言っていただくと、各町村から優秀な職員も来ていますので、ご遠慮なく何なりとご指摘いただいてもいいと思いますが、甚だ抽象的な感じもしますが、これでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○宮塚陽一会長 ありがとうございました。そういうことでご了承いただいたこととして、この線に沿って事務的にさらに進めさせていただきます。

(5) 協議事項

議案第12号 平成15年度庄内南部地区合併協議会補正予算(第1号)について

○**宮塚陽一会長** 次に、協議会の補正予算についてご審議をお願いします。
事務局、どうぞ。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 平成15年度庄内南部地区合併協議会補正予算につきましてご説明させていただきます。協議会資料の12ページと、それから別冊になっておりますけども、電算システム統合に係る調査委託についてというこの二つを説明させていただきます。

まず、こちらのほうの12ページでございますけども、今回お願いいたします平成15年度庄内南部地区合併協議会補正予算(第1号)につきましては、主要な基幹業務にかかわる電算システム統合計画を作成するために、準備作業といたしまして基礎的な調査を委託するものでございます。歳出の委託費に記載でございますように、その所要額315万を増額補正し、歳入歳出ともに当初予算3,232万6,000円を3,547万6,000円とするものでございます。なお、この増額にかかる歳入の所要額は、平成14年度繰越金557万8,000円の中から充当いたします。

こちらの電算システムにつきましては、住民異動処理や窓口サービス、税務や国保、老人医療、健康福祉分野などの基幹業務を始めといたしまして、ほとんどの行政事務を執行する上で強く結びついております。この電算システムが統合されない場合につきましては、後ほどご説明申し上げますが、住民の転居などの異動や本日25日から本格稼働となりました住民基本台帳ネットワークシステムへの参加、税や国保、老人医療や介護保険など、これらを始めとする基本的な日常の住民サービスに大きな影響を与えるということが必至でございますので、統合は避けて通れない課題となっております。また、この統合を検討するに当たりまして、構成市町村では各々異なる組織体制とシステムで運営されておまして、統合には相当の期間を要するということが想定されますことから、今回補正の手当てをお願いするものでございます。

こちらの電算システム統合に係る調査委託という別冊のほうをご覧いただきたいと思っております。1ページ目の電算システムの統合に係る調査委託の目的ということですが、統合計画を策定し、実作業を推進するものであるということ、統合計画策定のための準備調査というふうな位置づけとなっております。それで、この一番下段のところに統合計画の策定と、それに至るまでの今回の調査委託の範囲ということで、一つ目としまして業務内容の調査、そして整理、分析、それと概要設計作成業務という三つの大きなポイントがございます。

次のページをお願いいたします。委託内容ということで、先ほどのフローを文言で記載してございますけども、一つ目としましてシステム化業務内容の調査及び調査シート作成支援業務と、二つ目としまして調査シート整理、分析業務と、それで三つ目としまして概要設計作成業務と、これらの三つの内容につきましてシステムの中身にかかわるということでございますので、後ほど説明いたしますけども、現行システム

を各々委託しておりますので、そちらの委託業者のほうを選定して進めてまいりたいと考えております。

3 ページのところでございますけれども、こちらにつきましては、ではどういった具体的な調査概要が考えられるのかということでございますけれども、中段のところ個人、世帯番号という調査項目がございます。この内容としましては、附番の方法、既登録時の扱いなど、またその下になりまして、住民情報ということで、表記の方法とか、そういったものを各構成市町村で動かしているシステムの内容について調査をしてまいりたいということでございます。

それから、次のページの電算システムについてという参考資料でございますけれども、表紙を開いていただきますと、主要な電算システムということで、構成市町村ではこれらに住民情報系、内部情報系ということで、住民記録とか税務関係、民生では国民年金とか介護とか、そういったものがございます。それと内部情報としましては、財務会計ということで、予算、決算とか、そういったものが大きなものと考えられます。

参考資料の2の方では、各々こういったような形で委託とか支援とかいろんな業者のほうから受けているということを表しております。

次のページをお願いいたします。参考資料3で電算システムを統合しないと生じる問題ということで、(1)としまして、住民の転居などの住民異動届につきましては転入、転出ですとそのまま今までどおり可能でありますけれども、転居となりますと同じ市の中での異動となりますので、その転居先の情報を持っていないと転居の届けについて問題が生じると。

先ほど申しました(2)としましては、住民基本台帳ネットワークシステムに参加できないと。当然国との関係では一つの市としてのやりとりということになりますので、データを一つにまとめておかないと照会等について支障を生じると。

三つ目としまして、そういったデータを統合しないと、当然旧の市町村役場でしかそういったサービスが受けられなくなるというふうな問題が生じます。

4番目としまして、税の適正課税ということで、固定資産税の算定など課税データについて一つにまとめないと適正な課税ができないと。

それに連動しますけれども、5番の国保、老人医療、こちらについても市町村が保険者として一つの保険者番号を持つということで、新市としての番号が一つにならなければいけないということでございますので、当然一つに統合されないとそういった処理に大きな問題が生じるということでございます。

(6)としまして、住民情報系のデータを使いましているような税金や料金の賦課、徴収、有権者、それから各種の通知ということに利用させていただいておりますので、これを一つにまとめないと業務ができないというような課題が生じると想定されます。

次のページをお願いします。こちらのほうでは、今回お願いいたします調査委託のスケジュールについて、下段になりますけれども、本協議会でご承認いただきまして、

9月発注、9月、10月の工期で実施したいと考えております。

以上、ご説明申し上げました電算システムの統合に係る調査委託の補正につきまして、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○**富塚陽一会長** 以上の補正予算は非常に専門的で技術的なことのようにあります。何かご質問ございましたらどうぞ。

○**須藤栄弘委員** 三川町の須藤です。ただ今の電算システム統合に係ることにつきまして若干質問いたします。このことに関しましては、合併準備における大きな項目の一つであろうと思います。住民のサービス向上に対する対応、あるいはこれは統一が不可避と私は思っております。この合併の準備段階からある程度余裕を持ったスケジュールでこれに取り組む必要があるかなと思います。このシステムの完了を現段階でいつごろの時期と予測しておりますか、お尋ねをいたします。それ1点お願いします。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** システム統合の完了ということにつきましては、今回の調査委託で何を統合しなければならないのかといったことを調査しまして、合併時まで必要最小限統合しなければいけないものを見定めまして、そして当然合併時期までにある程度の試運転といったこともございますので、それらを見極めまして、間違いのない期日をもちまして統合を進めていきたいと考えております。

○**富塚陽一会長** 須藤委員のご心配の趣をよく考えて、心配をかけないようにちゃんとやるように検討して、決まったら報告してください。ちょっと今検討中の方ですので…。

○**須藤栄弘委員** できれば今答弁ありましたように、統合が合併前にある程度完了できれば、いわゆる税の賦課等のこともあると思いますし、全部完了できなくても今説明ありましたように各分野ごとに完成をしていくという方法もあろうかと思います。合併と同時の完成ではかなり混乱を来たすかなと思っておりますので、ぜひ忌憚のないような準備をお願いしたいと思います。

以上です。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。十分注意をするようにしてください。

ほかに何かございましたら。

○**富塚陽一会長** それでは、この予算の補正につきましてはご異議ないものと見てよろしゅうございますか。

(「異議なし。」という声あり)

○**宮塚陽一会長** ありがとうございます。では、そういうことで事務を進めてください。

(6) 新委員の専門小委員会所属の指名について

○**宮塚陽一会長** 次に、新委員の専門小委員会に所属をしていただくことにつきましてご指名を申し上げるということで、事務局から提案してください。

○**芳賀 肇事務局長** それでは、私のほうから新委員の専門小委員会所属の指名についてご説明申し上げます。

先ほど委嘱を申し上げました新委員の方々にも、第一から第三までである三つの専門小委員会のいずれかに所属していただくこととなりますが、専門小委員会設置要綱第3条によりまして、委員は協議会の会長が指名することとなっております。新委員の方々につきましては、それぞれの町の前任の委員の所属を基本にして別紙の名簿に記載のとおり指名となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**宮塚陽一会長** 13ページの資料に記載を申し上げますように、新任の委員の先生方はどうぞこのような委員会の所属で、何かとご苦勞をおかけしますけれども、よろしくご審議、ご検討賜りますようお願いを申し上げます。きょうは、これが終わってからすぐ小委員会の開催をお願いしております。事務局でも、それぞれの分野ごとの課題について大変ボリュームの多い作業でありましたけれども、きょうそれぞれの専門小委員会で中身についてご紹介を申し上げる予定をいたしておりますので、その辺からさらに各分野ごとの実質的なご審議をお願い申し上げるようにいたしたいと思っております。

予定をされておりました議題の審議、大変進行が僭越だったり、あるいは少し滞ったりして申しわけなかったのですが、とりあえずこれで議了させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

5 その他

○**宮塚陽一会長** なお、この際ということでご発言ございましたらどうぞ。

○**宮塚陽一会長** なければ、これも先ほど申し上げましたとおり、いつでも事務局はあ

いておりますので、どうぞご遠慮なくご提案、あるいはご指摘、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご協議いただいたことに厚く御礼申し上げて、司会は事務局に返します。どうもありがとうございました。

○**芳賀 筆事務局長** どうもありがとうございました。

なお、皆様のお手元に資料といたしまして、前回、第7回の協議会の議事録を配付いたしておりますので、ご確認いただきまして、何かありましたら事務局のほうまでご連絡をいただければと思います。

それでは、引き続き3時25分ごろから三つの会場におかれまして専門小委員会が開催されますので、よろしくようお願い申し上げます。

6 閉 会（午後3時17分）

○**芳賀 筆事務局長** それでは、これをもちまして第8回庄内南部地区合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。